



アクサダイレクト

redefining / standards

入院手術保険

普通保険約款／特約

ご契約者の皆様へ

このたびは当社の入院手術保険をご契約いただき、誠にありがとうございます。

この普通保険約款／特約をご一読のうえ、保険証券とともに大切に保管していただきますようお願い致します。



2010年4月改定

目 次

入院手術保険普通保険約款

第1章	用語の定義条項	1
	この約款で用いられている用語の定義を記載しています。	
第2章	保障条項	4
	ケガや病気の治療のため入院や手術をされた場合の保険金のお支払いについて記載しています。	
第3章	保険料払込の免除条項	9
	ケガや病気のために所定の障害状態になられた場合の保険料払込の免除について記載しています。	
第4章	基本条項	10
	ご契約のお手続き、ご契約者等の義務(告知義務)、保険料の払込方法、保険金のご請求手続きお支払時期時効、ご契約の復活、ご契約の無効失効・解除等およびそれに伴う保険料の返還について記載しています。	
第5章	特則	24
	無事故戻し金特則および指定年齢保険料半額特則について記載しています。	
別表1	請求書類	27
	保険金の請求、保険料払込の免除、解約返戻金の請求に必要な書類を記載しています。	
別表2	対象となる障害状態	28
	保険料払込の免除の対象となる障害状態を記載しています。	
特約 (セットされる特約は次のとおりです。)		
	がんによる保険料払込の免除特約 (△)	30
	ガンと診断確定された場合の保険料払込の免除について記載しています。	
	先進医療特約 (●)	34
	ケガや病気のために所定の先進医療を受けられた場合の先進医療保険金のお支払いについて記載しています。	
	通信販売に関する特約 (◆)	38
	ご契約のお手続き、保険料の払込方法等について記載しています。(申込書の郵送によるご契約の場合)	
	インターネット等による通信販売に関する特約 (◆)	39
	ご契約のお手続き、保険料の払込方法等について記載しています。(インターネットによるご契約の場合)	
	クレジットカードによる保険料支払に関する特約 (◆)	40
	クレジットカードによる保険料の払込等について記載しています。(クレジットカードによる保険料のお支払いを選択された場合)	

- 全てのご契約に自動的にセットされます。
- ◆選択されたご契約方法・お支払方法に応じて自動的にセットされます。
- △お申出により任意でセットしていただけます。

入院手術保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
解約返戻金	第20条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、この保険契約が解除された場合に、保険契約者に払い戻される金額をいいます。
危険	傷害または疾病の発生の可能性をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等（注1）の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。（注2） （注1）保険契約申込書、告知書、復活の請求書をいいます。 （注2）他の保険契約等に関する事項を含みます。
債権者等	保険契約当事者以外の者で保険契約の解除をすることができる者をいいます。
疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。

用語	定義
支払事由	被保険者が被った傷害または発病した疾病を原因として当社が保険金を支払うべき事由をいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。ただし、抜釘術、美容整形上の手術、歯科治療の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査等）のための手術は除きます。
傷害	被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故（注1）によって被った身体の傷害をいいます。この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注2）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 （注1）以下「事故」といいます。 （注2）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
責任開始期	第8条（保険責任の始期および終期）に規定する保険責任の始期または第15条（保険契約の復活）の規定により保険契約が復活した場合には、同条（3）に定める時をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術および治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
入院保険金	傷害入院保険金または疾病入院保険金をいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の傷害入院保険金日額または疾病入院保険金日額をいいます。

用語	定義
発病	医師（注）の診断による発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師（注）の診断により初めて発見された時をいいます。 （注）被保険者が医師である場合には、被保険者以外の医師をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
病院または診療所	次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 医療法（昭和23年法律第205号）に定める日本国内にある病院または診療所。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護療養型医療施設を除きます。 ② ①の場合と同等と認められる日本国外にある医療施設
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	傷害入院保険金、疾病入院保険金または手術保険金をいいます。
保険媒介者	当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。
保険料払込期間	この保険契約に定められた保険料を払い込むべき期間をいい、次のいずれかの期間とします。 ① 保険期間が終身の場合 保険証券記載の保険料払込期間が満了する年齢に達した後に到来する最初の年単位の保険始期応当日の前日までの期間 ② 保険期間が10年の場合 保険期間と同一の期間
保険料払込の免除事由	被保険者に生じた障害状態を原因として当会社が保険料の払込を免除すべき事由をいいます。
無事故判定期間	無事故戻し金の支払の判定に用いる期間をいい、保険始期日から起算して1年ごとの年単位の保険始期応当日の前日までの各期間をいいます。

第2章 保障条項

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が被った傷害または発病した疾病に対して、この約款に従い保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害または疾病に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア. 法令に定められた運転資格（注1）を持たないで自動車等を運転している間

イ. 酒に酔った状態（注2）で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ⑤ 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とするもの
- ⑥ 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合を除きます。

⑦ 被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用によるもの

⑧ 被保険者に対する刑の執行

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射（注6）または放射能汚染

（注1） 運転する地における法令によるものをいいます。

（注2） アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

（注3） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

- (注4) 使用済燃料を含みます。
 (注5) 原子核分裂生成物を含みます。
 (注6) 傷害または疾病の治療の場合を除きます。
 (2) 当社は、被保険者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
 (注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条 (入院保険金の支払)

(1) 当社は、次表に従い入院保険金を支払います。

種類	支払事由	支払額	保険金受取人
傷害入院保険金	被保険者が次のすべてを満たす入院をした場合 ① 責任開始期以後に発生した事故による傷害を直接の原因とする入院であること ② 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の保険期間中に開始した入院であること ③ 治療を目的とした入院であること	1回の入院につき、 $\left[\begin{array}{l} \text{傷害入院} \\ \text{保険金日額} \end{array} \right] \times \left[\text{入院日数} \right]$	被保険者
疾病入院保険金	被保険者が次のすべてを満たす入院をした場合 ① 責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因とする入院であること ② 保険期間中に開始した入院であること ③ 治療を目的とした入院であること	1回の入院につき、 $\left[\begin{array}{l} \text{疾病入院} \\ \text{保険金日額} \end{array} \right] \times \left[\text{入院日数} \right]$	被保険者

(2) (1)の入院日数には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) この保険契約における入院保険金のそれぞれの支払限度は、次表のとおりとします。

	入院保険金を支払う日数の限度	
	1回の入院(注)についての限度	保険期間を通じての限度
傷害入院保険金	支払日数 60日分	支払日数を通算して1095日分
疾病入院保険金	支払日数 60日分	支払日数を通算して1095日分

(注) (5)の規定により1回の入院とみなす場合を含みます。

(4) 次のいずれかに該当する入院は、疾病を直接の原因とする入院とみなします。

- ① 責任開始期以後に発生した事故を直接の原因として、その事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院
- ② 責任開始期以後に開始した異常分娩(注)のための入院
 (注) 分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるものをいいます。

(5) 被保険者が2回以上入院した場合は、各入院ごとに本条の規定を適用し、入院保険金を支払います。ただし、同一の原因によって2回以上入院した場合は、次表のとおり取扱います。

	入院の内容	取扱い
傷害入院保険金	被保険者が傷害入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった事故が同一である場合	それらの入院を1回の入院とみなして本条の規定を適用します。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
疾病入院保険金	被保険者が疾病入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病が同一かまたはこれと因果関係がある場合	それらの入院を1回の入院とみなして本条の規定を適用します。ただし、疾病入院保険金が支払われることとなった最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、別の入院とみなします。

(6) 入院保険金の支払事由が重複して生じた場合には、次表のとおり取扱います。

	入院の内容	取扱い
傷害と傷害	被保険者が2以上の事故により入院し、傷害入院保険金の支払事由が重複して生じた場合	当初の事故(注1)による傷害入院保険金が支払われる期間については、異なる事故(注2)による傷害入院保険金は重複して支払いません。 この場合、異なる事故(注2)による入院については、当初の事故(注1)による傷害の完治後より、傷害入院保険金を支払います。ただし、重複した期間は(3)に定める1回の入院についての支払日数の計算に算入します。 (注1) その入院を開始した直接の原因となった事故をいいます。 (注2) その入院を開始した直接の原因となった事故以外の事故をいいます。
疾病と疾病	被保険者が2以上の疾病の併発により入院し、入院保険金の支払事由が重複して生じた場合	その入院を開始した直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして、本条の規定を適用します。
傷害と疾病	被保険者が事故および疾病により入院し、傷害入院保険金の支払事由と疾病入院保険金の支払事由が重複して生じた場合	傷害入院保険金が支払われる期間については、疾病入院保険金は支払いません。

(7) 被保険者が傷害入院保険金または疾病入院保険金の支払事由に該当する入院中に、この保険契約の保険期間が満了した場合には、その満了時以降に継続している入院は、保険期間中の入院とみなします。

(8) 被保険者が、責任開始期前に発生した事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院を開始した場合でも、責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に開始した入院については、責任開始期以後の原因による入院とみなします。

第5条 (手術保険金の支払)

(1) 当社は、次表に従い手術保険金を支払います。

種類	支払事由	支払額	保険金受取人
手術保険金	被保険者が次のすべてを満たす手術を受けた場合 ① 責任開始期以後に発生した事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とする公的医療保険制度の医師診療報酬点数表により手術料が算定される手術であること ② 保険期間中に受けた手術であること ③ 治療を目的とした手術であること	1回の手術につき、 〔保険証券記載の〕 手術保険金の額	被保険者

(2) 手術保険金の支払にあたっては、(1)の規定によるほか、次に定めるところによります。

- ① 被保険者が、時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合は、1回の手術とみなします。
- ② 被保険者が、責任開始期前に発生した事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として手術を受けた場合でも、責任開始期の属する日から起算して2年を経過した後に受けた手術については、責任開始期以後の原因による手術とみなします。
- ③ 次のいずれかに該当する治療については、手術とみなします。
ア. 新生物根治放射線照射(注)
イ. 悪性新生物温熱療法
(注) 50グレイ以上の照射をいいます。

(3) 次のいずれかに該当する手術(注1)については、手術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とします。

- ① 新生物根治放射線照射(注2)
- ② 悪性新生物温熱療法
- ③ レーザー・冷凍凝固による眼球手術(注3)
- ④ 衝撃波による体内結石破碎術
- ⑤ ファイバースコープまたは血管・バスケットカテテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術
(注1)(2)③規定により手術とみなされる場合を含みます。

- (注2) 50グレイ以上の照射をいいます。
 (注3) 近視、遠視、乱視または老眼の矯正を目的とした手術を除きます。

第3章 保険料払込の免除条項

第6条（保険料の払込を免除する場合）

(1) 当社は、被保険者が次に定める障害状態に該当した場合には、次表に従い保険料の払込を免除します。

保険料払込の免除事由	払込免除される保険料
<p>被保険者が、責任開始期以後に発生した事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険料払込期間中に別表2に定める障害状態に該当した場合。</p> <p>この場合には、責任開始期前に既に生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（注）を原因とする障害状態が新たに加わって、保険料払込期間中に別表2に定める障害状態に該当した場合を含みます。</p> <p>（注）責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。</p>	<p>保険料払込の免除事由が生じた日の属する月以降に到来する払込期日に払込むべき保険料の払込を免除します。</p>

- (2) (1)の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は以後の払込期日ごとに払込があったものとして取扱います。
- (3) (1)の規定により払込が免除されるべき保険料のうち既に払い込まれた保険料がある場合には、当社は、その保険料を保険契約者に返還します。

第7条（保険料の払込を免除しない場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた保険料払込の免除事由に対しては、保険料の払込を免除しません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注1）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 酒に酔った状態（注2）で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ④ 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とするもの
- ⑤ 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合を除きます。
- ⑥ 被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用によるもの
- ⑦ 被保険者に対する刑の執行
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑪ ⑧から⑩までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫ ⑩以外の放射線照射（注6）または放射能汚染
 - （注1）運転する地における法令によるものをいいます。
 - （注2）アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
 - （注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - （注4）使用済燃料を含みます。
 - （注5）原子核分裂生成物を含みます。
 - （注6）傷害または疾病の治療の場合を除きます。

第4章 基本条項

第8条（保険責任の始期および終期）

(1) 当社の保険責任は、次表のとおりとします。

保険期間	保険責任	
	始期	終期
終身	保険期間の初日の午前0時（注）	被保険者が死亡した時
10年		保険期間の末日の午後4時

（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
 (3) 保険期間が始まった後でも、当社は、第1回保険料

領収前に生じた事故による傷害または発病した疾病に対しては、保険金を支払いません。また、第1回保険料領収前に該当した保険料払込の免除事由に対しては、保険料の払込を免除しません。

第9条（保険料の払込）

- (1) 保険契約者は、保険期間の初日の前日までの当社が定める日までに第1回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、(1)に規定する第1回保険料の払込がない場合（注）には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注）当社が、保険契約者に対し、第1回保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (3) (2)の規定による解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。
- (4) (1)の規定にかかわらず、第2回以降の保険料の払込については、払込期日の属する月の翌月末日までを猶予期間とします。
- (5) 第2回以降の保険料が(4)の猶予期間内に払い込まれない場合は、当社は、その払込期日の翌月初日以降に生じた支払事由または保険料払込の免除事由に対しては、保険金を支払わず、また保険料の払込を免除しません。

第10条（保険料の前納）

- (1) 保険契約者は、当社所定の方法により、将来到来する払込期日の保険料のすべてを一括して前納することができます。
- (2) (1)の規定により前納する保険料については、当社の定める方法により計算します。
- (3) 保険料の払込を要しなくなった場合には、(1)および(2)の規定により前納された保険料のうち保険料の払込を要しなくなった部分に相当する額を、当社の定める方法により保険契約者に返還します。

第11条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結または復活の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結または復活の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異

なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。ただし、③および④については、保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、告知事項について事実を告げなかったこと、または事実と異なることを告げたと認められる場合は、(2)の規定を適用します。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結または復活の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
 - ③ 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が告知事項について事実を告げることを妨げた場合
 - ④ 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、告知事項について事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることをすすめた場合
 - ⑤ 保険契約者または被保険者が、傷害を被る前または疾病を発病する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結または復活の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結または復活していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ⑥ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時または復活時から5年を経過した場合
 - ⑦ 責任開始期の属する日から起算して2年以内に、保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じなかった場合

（注）当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) (2)の規定による解除が傷害または疾病の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。この場合において、既に保険金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、保険金の返還を請求し、または払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取扱います。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず

生じた傷害または疾病については適用しません。

- (6) 保険契約締結または復活の際、当社が特に必要と認めた場合は、事実の調査を行い、また、被保険者に対して当社の指定する医師が作成した診断書の提出を求めることができます。

第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第13条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活した場合には、保険契約は無効とします。

第14条（保険契約の失効）

払込期日に払い込まれるべき第2回以降の保険料が第9条（保険料の払込）（4）の猶予期間中に払い込まなかった場合には、保険契約はその払込期日の翌月初日から効力を失います。

第15条（保険契約の復活）

- (1) 保険契約者は、前条の規定により保険契約が効力を失った日からその日を含めて6ヶ月以内に限り、保険契約の復活を請求することができます。ただし、保険契約者が、第20条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により解除を請求した場合には、保険契約の復活を請求することはできません。
- (2) 当社が復活を承認した場合は、保険契約者は、当社の指定した日までに延滞保険料（注）を一括して払い込まなければなりません。延滞保険料（注）が当社の指定した日までに払い込まなかった場合には、復活はなかったものとして取扱います。
- （注）既に払込期日が到来している未払込保険料をいいます。
- (3) 復活による責任開始期は、（2）の延滞保険料を領取した時とします。この場合、その責任を開始する日を「復活日」とします。
- (4) 本条の規定により、保険契約が復活された場合は、その旨を保険契約者に通知します。

第16条（保険契約の消滅）

保険契約締結または復活の後、被保険者が死亡した場合

には、この保険契約は消滅します。

第17条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結または復活した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第18条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることまたは保険料払込を免除させることを目的として保険金の支払事由または保険料払込の免除事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金または保険料払込の免除の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る入院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1) の規定による解除が保険金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険金の支払事由または保険料払込の免除事由に対しては、当社は、保険金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。この場合において、既に保険金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、当社は、その返還を請求し、または払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取扱います。

第19条（被保険者による保険契約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険

契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条（１）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 前条（１）③に規定する事由が生じた場合
- ④ ②および③のほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②および③の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑤ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（２）保険契約者は、（１）①から⑤までの事由がある場合において被保険者から（１）に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（３）（１）①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

（４）（３）の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第20条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約を解除し、解約返戻金がある場合はこれを請求することができます。

第21条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条（保険金受取人による保険契約の存続）

（１）債権者等による保険契約の解除は、解除の通知が当会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

（２）（１）の解除が通知された場合でも、通知の時ににおいて次のすべてを満たす保険金受取人は、保険契約者の同意を得て、（１）の期間が経過するまでの間に、その解除の通知が当会社に到達した日に解除の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ当会社にその旨を通知した場合は、（１）の解除はその効力を生じません。

① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること。

② 保険契約者でないこと。

（３）（１）の解除の通知が当会社に到達した日以後、その解除の効力が生じたは（２）の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、当会社が保険金を支払う場合は、その保険金の額を限度として、（２）本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当会社が支払うべき保険金の額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

第23条（解約返戻金）

（１）第20条（保険契約者による保険契約の解除）の解約返戻金は、次のいずれかによります。

① 保険料払込期間中の解除の場合
解約返戻金はありません。

② 保険料払込期間経過後の解除の場合
入院保険金日額の10倍と同額の解約返戻金があります。ただし、保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれていない場合、解約返戻金は支払いません。

（２）保険契約者が解約返戻金の請求をする場合は、別表1「解約返戻金の請求」に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

（３）当会社は、（２）の規定による手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、解約返戻金を支払います。

第24条（保険料の返還—無効、失効または消滅の場合）

（１）第13条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

（２）第14条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効した場合の返戻金はありません。

（３）第16条（保険契約の消滅）の規定により保険契約が消滅した場合の返戻金はありません。

第25条（保険料の返還—取消しの場合）

第17条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保

険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第26条（保険料の返還—解除の場合）

(1) 第11条（告知義務）(2) または第18条（重大事由による解除）(1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、第23条（解約返戻金）の解約返戻金と同額の返戻金を返還します。ただし、同条（1）の規定により解約返戻金がない場合は返還しません。

(2) 第19条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当社は、第23条（解約返戻金）の解約返戻金と同額の返戻金を返還します。ただし、同条（1）の規定により解約返戻金がない場合は返還しません。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(3) 第19条（被保険者による保険契約の解除請求）(3)の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当社は、第23条（解約返戻金）の解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に返還します。ただし、同条（1）の規定により解約返戻金がない場合は返還しません。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第27条（保険金の支払事由が生じた場合の通知）

(1) 保険金の支払事由が生じた場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険金の支払事由が生じた日からその日を含めて30日以内に傷害または疾病の内容および程度等の詳細を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第28条（保険料払込の免除事由が生じた場合の通知）

(1) 保険料払込の免除事由が生じた場合は、保険契約者または被保険者は、保険料払込の免除事由が生じた日からその日を含めて30日以内に、傷害または疾病の内容および程度等の詳細を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説

明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、これにより事実の確認が遅延した期間については、第6条（保険料の払込を免除する場合）の規定にかかわらず、保険料の払込を免除しません。

第29条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。

① 傷害入院保険金および疾病入院保険金については、被保険者が入院を要しない程度に回復した時または被保険者の入院日数が第4条（入院保険金の支払）(3)に定める支払限度に達した時のいずれか早い時

② 手術保険金については、被保険者が対象となる手術を受けた時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表1「保険金の請求」に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、傷害または疾病の内容および程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に

対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第30条 (保険料払込の免除の請求)

- (1) 当社に対する保険料払込の免除の請求権は、被保険者が、第6条(保険料の払込を免除する場合)(1)に定める保険料払込の免除事由が生じた時から発生し、これを行することができるものとします。
- (2) 保険契約者が、保険料払込の免除を請求する場合は、別表1「保険料払込の免除の請求」に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 保険契約者に保険料払込の免除を請求できない事情がある場合で、かつ、保険契約者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、保険契約者の代理人として保険料払込の免除を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 法律上の配偶者に限ります。
- (4) 当社は、傷害または疾病の内容および程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、

これにより事実の確認が遅延した期間については、第6条(保険料の払込を免除する場合)の規定にかかわらず、保険料の払込を免除しません。

第31条 (保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険金の支払事由の原因となった事由の発生の状況、傷害または疾病発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害または疾病の程度、事故と傷害との関係、疾病の発生と既往症(注2)との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、消滅または取消しの事由に該当する事実の有無
- (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第29条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 責任開始期前に発病し医師の治療を受けたことのある疾病をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から④までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外にお

ける調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第29条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第32条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当社は、第27条（保険金の支払事由が生じた場合の通知）もしくは第28条（保険料払込の免除事由が生じた場合の通知）の規定による通知または第29条（保険金の請求）もしくは第30条（保険料払込の免除の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害もしくは疾病または障害状態の程度の認定その他保険金の支払または保険料払込の免除にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めることができます。
- (2) (1) の規定による診断のために要した費用（注）は、当社が負担します。
- （注）収入の喪失を含みません。

第33条（時効）

保険金、保険料払込の免除または解約返戻金を請求する権利は、次表に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

請求権	起算点
保険金	第29条（保険金の請求）（1）に定める時

保険料払込の免除	第30条（保険料払込の免除の請求）（1）に定める時
解約返戻金	第20条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約が解除された時

第34条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害または疾病について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第35条（入院保険金日額の減額）

- (1) 保険契約者は、当社に対する通知をもって、入院保険金日額の減額を請求することができます。
- (2) 当社が（1）の請求を承認した場合は、保険契約者は、将来に向かって、入院保険金日額を減額することができます。
- (3) (2) の規定により入院保険金日額が減額された場合には、保険契約は減額分だけ解除されたものとして取扱います。
- (4) (3) の減額分に対応する解約返戻金はありません。

第36条（保険金受取人の変更）

保険契約者は、保険金受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第37条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第38条（保険契約者または保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、

代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第39条（契約年齢の計算）

被保険者の契約年齢は保険期間の初日現在の満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第40条（契約年齢の誤りの処理）

- (1) 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の方法で処理します。
- ① 実際の契約年齢が、この保険契約の引受対象年齢の範囲外であった場合には、保険契約は無効とし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に返還します。
- ② 実際の契約年齢が、この保険契約の引受対象年齢の範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。また、以降到来する払込期日の保険料を変更します。
- (2) (1)②の規定により追加保険料を請求する場合において、次のいずれかに該当した場合は、当会社は、誤った契約年齢に基づいた保険料の正しい契約年齢に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- ① 追加保険料領収前に発生した事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とする支払事由に該当した場合
- ② 追加保険料領収前に支払事由に該当した場合

第41条（契約内容の登録）

- (1) 当会社は、この保険契約の締結の際、次の事項を協会社団法人日本損害保険協会（注）に登録することができるものとします。
- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
- ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
- ③ 保険証券記載の保険金日額等
- ④ 保険期間

⑤ 当会社名

（注）以下「協会」といいます。

- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4) 協会および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等に当たる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
- (5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

第42条（契約者配当金）

この保険契約には、契約者配当金はありません。

第43条（法令等の改正に伴う契約内容の変更）

公的医療保険制度の改定が行われた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、この保険の支払事由を変更することがあります。

第44条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第45条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第5章 特則

第46条（無事故戻し金特則）

- (1) この特則は、保険契約締結の際に、保険契約者がこの特則の適用を申し出て、当会社がこれを承認した場合に適用されます。

(2) (1) の場合は、保険証券に無事故戻し金特則が適用される旨を記載します。

(3) 当社は、この特則により、次表に従い無事故戻し金を支払います。

種類	無事故戻し金を支払う場合	支払額	受取人
無事故戻し金	<p>保険始期日以後に到来する1年ごとの各無事故判定期間満了時に、この保険契約が次のすべてを満たす場合</p> <p>① 保険料払込期間中であること。</p> <p>② その無事故判定期間において、入院保険金および手術保険金の支払が一切ないこと。</p> <p>③ その無事故判定期間中の保険料全額の払込が完了していること。</p>	保険証券記載の無事故戻し金額の全額	保険契約者

(4) (3) の無事故戻し金は、無事故判定期間の満了日からその日を含めて30日以内に支払います。

(5) 第6条（保険料の払込を免除する場合）(2) の規定にかかわらず、無事故判定期間中に、当社がこの保険契約の保険料払込の免除を開始している場合には、無事故戻し金は支払いません。

(6) 無事故戻し金と保険契約者が支払うべき保険料との相殺はできません。

(7) 第15条（保険契約の復活）(1) の規定により保険契約が復活された場合、その保険契約が効力を失った日以後復活日までの間に無事故判定期間の満了時が到来していたときは、(3) の規定に従い、無事故戻し金を保険契約者へ支払います。

(8) 保険契約者は、この特則のみを解除することはできません。

(9) 第35条（入院保険金日額の減額）の規定により、入院保険金日額が減額された場合には、この特則も同時に同じ割合で減額されたものとします。

第47条（指定年齢後保険料半額特則）

(1) この特則は、保険契約の締結の際に、保険契約者がこの特則の適用を申し出て、当社がこれを承認した場合に適用されます。ただし、保険期間が終身の場合に限り

ます。

(2) (1) の場合は、保険証券に指定年齢後保険料半額特則が適用される旨を記載します。

(3) 当社は、この特則により、保険契約者の満年齢が指定年齢（注）に達した後に到来する最初の年単位の保険始期応当日以後の保険料を半額とします。

（注）保険契約締結の際、保険契約者が指定した保険料半額開始年齢をいいます。

(4) (1) の規定によりこの特則が適用された保険契約を締結した場合には、(3) の指定年齢を変更することはできません。

(5) 保険契約者は、この特則のみを解除することはできません。

別表1 請求書類

各請求に必要な書類	
保険金の請求	1. 保険金請求書 2. 保険証券 3. 当会社の定める傷害または疾病の状況報告書 4. 公の機関（やむを得ない場合には第三者）の事故証明書 （傷害により保険金支払事由が生じた場合に限りま す。） 5. 傷害もしくは疾病の程度または手術の内容を証明 する被保険者以外の医師の診断書 6. 入院日数を記載した病院または診療所の証明書類 7. 被保険者の印鑑証明書 8. 被保険者の住民票 9. 委任を証する書類、委任を受けた者の印鑑証明書 （保険金の請求を第三者に委任する場合） 10. その他当社が第31条（保険金の支払時期）（1） に定める必要な確認を行うために欠くことのできな い書類または証拠として保険契約締結の際に当社が 交付する書面等において定めたもの
保険料払込の免除の請求	1. 当社所定の保険料払込免除請求書 2. 保険証券 3. 公の機関（やむを得ない場合には第三者）の事故 証明書 （傷害により保険料払込の免除事由に該当した場合 に限ります。） 4. 傷害または疾病の程度を証明する被保険者以外の 医師の診断書 5. 被保険者の住民票 6. 委任を証する書類、委任を受けた者の印鑑証明書 （保険料払込の免除の請求を第三者に委任する場合）
解約返戻金の請求	1. 当社所定の解約返戻金請求書 2. 保険証券 3. 保険契約者の印鑑証明 4. 委任を証する書類、委任を受けた者の印鑑証明書 （解約返戻金の請求を第三者に委任する場合）

注 保険金、保険料払込の免除または解約返戻金を請求
 する場合には、上記書類のうち当社が求めるもの
 を提出しなければなりません。

別表2 対象となる障害状態

対象となる障害状態とは、次のいずれかの状態をいいま
 す。

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語および咀嚼の機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身介護を
 要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く
 永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く
 永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上
 で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以
 上で失ったもの

注1 眼の障害（視力障害）

（1）視力の判定は、1眼ずつ、きょう正視力につい
 て測定します。

（2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が
 0.02以下になって回復の見込みがない場合をい
 います。

（3）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は
 視力を失ったものとはみなしません。

注2 言語および咀嚼の機能

（1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは次
 の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、
 こう頭音の4種類のうち、3種類以上の発音
 が不能となり、その回復の見込みがない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語
 による意思の疎通が不可能となり、その回復
 の見込みがない場合

③ 声帯全部の摘出により発音が不能な場合

（2）「咀嚼の機能を全く永久に失ったもの」とは、
 流動食以外のものは摂取できない状態で、その回
 復の見込みがない場合をいいます。

注3 「終身介護を要するもの」の定義

食物の摂取・排便・排尿・その後始末および衣服着
 脱・起居・歩行・入浴の、全部または一部を自分では
 できず、常時または随時、他人の介護を要する状態を
 いいます。

注4 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ三大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては股関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みがない場合をいいます。

特 約

がんによる保険料払込の免除特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
がん	別表に定める悪性新生物（注）をいいます。ただし、上皮内がんおよび皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除きます。 （注）悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病をいいます。
診断確定	医師が、病理組織学的所見（部検・生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによって診断することをいいます。
責任開始期	普通保険約款第8条（保険責任の始期および終期）に規定する保険責任の始期または第15条（保険契約の復活）の規定により保険契約が復活した場合には、同条（3）に定める時をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
保険料払込の免除事由	被保険者ががんと診断確定されたことを原因として当社が保険料の払込を免除すべき事由をいいます。

第2条（保険料の払込を免除する場合）

（1）当社は、被保険者が次に定めるがんと診断確定された場合には、次表に従い保険料の払込を免除します。

保険料払込の免除事由	払込免除される保険料
被保険者が、責任開始期の属する日からその日を含めて91日以後に、初めて（注）がんと診断確定された場合。 （注）この特約の責任開始期前の期間を通じて初めてとします。	保険料払込の免除事由が生じた日の属する月以降に到来する払込期日に払込むべき保険料の払込を免除します。

（2）（1）の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は以後の払込期日ごとに払込があったものとして取り扱います。

（3）（1）の規定により払込が免除されるべき保険料のう

ち既に払い込まれた保険料がある場合には、当社は、その保険料を保険契約者に返還します。

第3条（保険料の払込を免除しない場合）

- (1) 普通保険約款第7条（保険料の払込を免除しない場合）の規定は、この特約において準用します。
- (2) (1) の規定のほか、責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に、被保険者ががんと診断確定された場合においても、当社は保険料の払込を免除しません。

第4条（がん診断確定による特約の無効）

- (1) 前条（2）の場合は、保険契約者または被保険者がその事実を知っているまたは知らないにもかかわらず、この特約は無効とします。
- (2) (1) の場合には、当社は、この特約部分の保険料の全額を返還します。

第5条（保険料払込の免除事由が生じた場合の通知）

- (1) 保険料払込の免除事由が生じた場合は、保険契約者または被保険者は、保険料払込の免除事由が生じた日からその日を含めて30日以内に、罹患したがんの内容および程度等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、これにより事実の確認が遅延した期間については、普通保険約款第6条（保険料の払込を免除する場合）の規定にかかわらず、保険料の払込を免除しません。

第6条（保険料払込の免除の請求）

- (1) 当社に対するこの特約にかかる保険料払込免除の請求権は、被保険者が保険料払込の免除事由に該当した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 保険契約者が、保険料払込の免除を請求する場合は、普通保険約款別表1「保険料払込の免除の請求」に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 普通保険約款第30条（保険料払込の免除の請求）（3）から（5）までの規定は、この特約において準用します。

第7条（時効）

保険料払込の免除を請求する権利は、前条（1）に定め時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第8条（指定年齢後保険料半額特則との関係）

この特約が付帯されている保険契約に普通保険約款第47条（指定年齢後保険料半額特則）（1）の規定による指定年齢後保険料半額特則が適用される場合には、この特約部分の保険料についても、同条（3）の規定に従い半額となります。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表 対象となる悪性新生物

この特約の対象となる悪性新生物は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとしします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性性器の悪性新生物	C51～C58
男性性器の悪性新生物	C60～C63
尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97

注 対象となる悪性新生物には、上皮内新生物（基本分類コードD00～D09）および皮膚のその他の悪性新生物（基本分類コードC44）は含みません。

先進医療特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
先進医療	「公的医療保険制度」を定める法律に規定された評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（注）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、「公的医療保険制度」の法律に定める療養の給付に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。 （注）先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。
先進医療保険金額	保険証券記載の先進医療保険金額をいいます。
支払倍率	別表の「先進医療による療養に係る技術料に対する支払倍率」をいいます。
療養	次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 診察 ② 薬剤または治療材料の支給 ③ 処置、手術その他の治療

先進医療特約

がんによる保険料払込の免除特約

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、次表に従い先進医療保険金を支払います。

種類	支払事由	支払額	保険金受取人
先進医療保険金	被保険者が次のすべてを満たす療養を受けた場合 ① この特約の責任開始期以後に発生した普通保険約款第1条（用語の定義）に定める傷害または疾病を直接の原因とする療養であること。 ② この特約の保険期間中に受けた療養であること。 ③ 療養を受けた日現在において、公的医療保険制度における先進医療による療養であること。	$\left[\begin{array}{l} \text{先進医療} \\ \text{保険金額} \\ \times \\ \text{支払倍率} \end{array} \right]$	被保険者

(2) 支払倍率は、被保険者が受けた先進医療に係る技術料に応じて別表に定める倍率とします。

(3) (2) の倍率は、通算して700倍をもって限度とします。

第3条（特約の失効）

(1) この特約は、普通保険約款第8条（保険責任の始期および終期）に定める保険責任の終期と被保険者の満年齢が80歳に達した後に到来する最初の年単位の保険始期応当日のいずれか早く到来した時から効力を失います。

(2) 当社は、いかなる場合も、被保険者の満年齢が80歳に達した後に到来する最初の年単位の保険始期応当日以降の療養については、先進医療保険金を支払いません。

(3) (1) のほか、この特約による先進医療保険金の支払倍数が通算して700倍に達した場合も、この特約は効力を失います。

第4条（先進医療保険金の支払事由が生じた場合の通知）

(1) 先進医療保険金の支払事由が生じた場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、先進医療保険金の支払事由が生じた日からその日を含めて30日以内に傷害または疾病の内容および程度等の詳細を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、ま

たはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第5条（先進医療保険金の請求）

(1) 当社に対するこの特約にかかる保険金請求権は、被保険者が先進医療に係る技術料の請求を受けた時から発生し、これを行使用することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が先進医療保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

① 普通保険約款別表1「保険金の請求」において必要な書類

② 先進医療に係る技術料が記載されている先進医療を受けた病院または診療所の発行する領収証

(3) 普通保険約款第29条（保険金の請求）(3)から(6)までの規定は、この特約において準用します。

第6条（時効）

この特約にかかる保険金請求権は、前条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第7条（指定年齢後保険料半額特則との関係）

この特約が付帯されている保険契約に普通保険約款第47条（指定年齢後保険料半額特則）(1)の規定による指定年齢後保険料半額特則が適用される場合には、この特約部分の保険料についても、同条(3)の規定に従い半額となります。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

先進医療に係る技術料	支払倍率
～ 10万円以下	5
10万円超 ～ 20万円以下	10
20万円超 ～ 30万円以下	15
30万円超 ～ 40万円以下	20
40万円超 ～ 50万円以下	25
50万円超 ～ 60万円以下	30
60万円超 ～ 70万円以下	35
70万円超 ～ 80万円以下	40
80万円超 ～ 90万円以下	45
90万円超 ～ 100万円以下	50
100万円超 ～ 120万円以下	55
120万円超 ～ 140万円以下	65
140万円超 ～ 160万円以下	75
160万円超 ～ 180万円以下	85
180万円超 ～ 200万円以下	95
200万円超 ～ 250万円以下	105
250万円超 ～ 300万円以下	130
300万円超 ～ 350万円以下	155
350万円超 ～ 400万円以下	180
400万円超 ～ 450万円以下	205
450万円超 ～ 500万円以下	230
500万円超 ～ 550万円以下	255
550万円超 ～ 600万円以下	280
600万円超 ～	305

通信販売に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
通知書	保険料、保険料払込の期限、保険料の払込方法等を記載した通知書をいいます。
申込書	所定の保険契約申込書をいいます。

第2条（保険契約の申込み）

当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、申込書に所要の事項を記載し、当会社に送付することにより、保険契約の申込みをすることができるものとします。

第3条（保険料および保険料の払込方法）

- (1) 前条の規定により当会社が申込書の送付を受けた場合は、保険契約引受の可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書を保険契約者に送付するものとします。
- (2) 保険契約者は、通知書を受け取った場合は、通知書に従って保険料を払い込まなければなりません。

第4条（通知書に記載すべき事項）

通知書には、次に掲げる事項を記載するものとします。

- ① 保険料およびその払込期限
 - ア. 第1回保険料およびその払込期限
 - イ. 第2回以降保険料およびその払込期日
- ② 払込機関

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

インターネット等による通信販売に関する特約

第1条（保険契約の申込み）

- (1) 当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、その申込についての重要事項を了解した上で、当会社の定める手続方法に従って、情報処理機器上の契約申込画面に所要の事項を入力し、当会社へ送信することによって、保険契約の申込みをすることができるものとします。
- (2) (1)の規定により当会社が契約申込画面の送信を受けた場合は、当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受を行うものについては、保険契約者に対して契約確認画面を明示することにより引受契約の内容を通知します。

第2条（保険料の払込方法）

保険契約者は、前条（2）の契約確認画面に従って保険料を払い込まなければなりません。

第3条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条（用語の定義）に規定する「告知事項」の定義を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等（注1）またはインターネット上の契約申込画面の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注2） （注1）保険契約申込書、告知書、復活の請求書をいいます。 （注2）他の保険契約等に関する事項を含みます。

- ② 第40条（契約年齢の誤りの処理）（1）の規定中「保険契約申込書」とあるのは「インターネット上の契約申込画面」

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

クレジットカードによる保険料支払に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	会員、または、クレジットカード会社との間で締結された会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
保険料	分割保険料、追加保険料等当会社に支払われる保険料を含みます。

第2条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

当会社は、この特約により、クレジットカードによるこの保険契約に定められた保険料の支払を承認します。ただし、会員規約等によりクレジットカードの使用が認められた者と保険契約者が同一である場合に限り、承認します。

第3条（クレジットカードによる保険料の領収）

保険契約者から保険料のクレジットカードによる支払の申出があり、会員規約等に定める手続によってクレジットカードが使用された場合、当会社が、クレジットカード会社へそのクレジットカードが有効であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の支払を承認した時に、その保険料を領収したものとみなします。

第4条（当会社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合の取扱い）

- (1) 当会社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、この特約により、保険契約者にその保険料を直接に請求することができます。ただし、会員規約等にしがってクレジットカード会社に保険料相当額が既に払い込まれている場合は、当会社は、その払い込まれた保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 当会社が（1）の規定により保険契約者に保険料を請求し、保険契約者が遅滞なく当会社にその保険料を払い込んだ場合は、当会社が、クレジットカード会社へそのクレジットカードが有効であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の支払を承認した時に、その保険料を領収したものとみなします。

- (3) 当社が(1)の規定により保険契約者に保険料を請求し、保険契約者がその保険料の払込みを怠った場合(注)には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注)当社が、保険契約者に対し(1)の保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (4)(3)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条(保険料の返還の特則)

当社がこの保険契約について保険料を返還する場合には、当社は、第3条(クレジットカードによる保険料の領収)の規定により、当社が承認した保険料相当額を領収したものとして、保険料を返還します。

MEMO

MEMO

アクサダイレクト ホームページ
www.axa-direct.co.jp

カスタマーサービスセンター
0120-937-875 (通話料無料)
受付時間 9:00~18:00 (土・日・祝日も含む)

アクサ損害保険株式会社
〒111-8633 東京都台東区寿2-1-13 偕楽ビル

※この冊子は再生紙を使用しています。

06006(10) TF 09.12